

2018. 7. 1

## BL05 利用規定（大学・公共機関）

### SALLC

産業用分析ビームラインは産業用専用分析ビームラインであり、日常の BL の維持管理測定を SALLC が行っていることから、大学および公共機関の利用を以下に定める。

1. 利用者は産業界の有償利用（調整などを含む）やトライアルユースなどの測定の妨げにならない空時間を利用できる。SALLC は BL 調整を行って、供試する。
2. 利用者自身での測定実施、および測定技術の修得には、あらかじめ作業従事者登録を行わねばならない。
3. トライアルユース（2シフト以内）の適用により、無償測定が可能である。その際、“ニュースバル放射光施設ビームライン利用規定”に従い、兵庫県立大学高度研への利用申請承認とともに、測定後の成果報告書提出が求められ、その成果は公開される。  
トライアルユースでの測定は S A L L C 技術担当者が行うが、必要に応じて、利用者の技術修得も同時に行うこととする。  
但し、SALLC が経験的に従来技術の適用が容易と判断した場合はトライアルユース適用を行わず、通常測定とする場合がある。これについては、SALLC と利用者で協議決定するものとする。
4. 通常測定（トライアルユース利用後の通常測定も含む）の利用料金は SALLC 料金表を適用し、原則、SALLC 技術担当者が測定を実施する。必要ならば、利用者が技術修得を兼ねて行うこととする。
5. 通常測定の成果は SALLC と共有し、データ公開や論文・発表などは共同・連名で行わなければならない。また、必要に応じて、利用者は SALLC と無償の共同研究契約を締結することとする。
6. 原則、消耗品などは持ちこみとし、誤操作などによる装置の破損は補償対象とする。  
また、破損やトラブルによる SALLC 逸失利益についても、利用者は補償義務を負うものとし、詳細は都度協議決定する。

以上